

議案等の件名・主要内容及び質疑・賛成、反対意見や各議員の態度

議案等の件名・主要内容及び質疑・賛成、反対意見や各議員の態度			会派名	市政クラブ	公明党	新国会	共産党	青政会	高志クラブ	高浜市民の会										
種類番号	件名	議案等の主要内容	議員氏名	荒川 義孝	神谷 直子	杉浦 康憲	神谷 利盛	柳沢 英希	杉浦 辰夫	北川 広人	鈴木 勝彦	今原 ゆかり	小嶋 克文	長谷川 広昌	黒川 美克	内藤 とし子	柴田 耕一	岡田 公作	倉田 利奈	
			結果	○=賛成 ●=反対																
2月臨時会 第1回(会期：2月10日・1日間) 議案等																				
議第1号	令和2年度高浜市一般会計補正予算(第13回)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,299万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億1,157万5,000円とする。 【主要新規事業】新型コロナウイルス感染症対策推進事業	主な質疑及び賛成・反対意見等 議案は質疑を優先して掲載。 ※委員会で討論意見がないものは本会議の賛成・反対討論。	可決	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
報第1号	専決処分の報告について	市道沢渡東平松線の車両損傷事故に関し、損害賠償の額を39万5,560円と決定した。	報告事項のため質疑なし。	報告事項	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
報第2号	専決処分の報告について	職員の交通事故に関し、損害賠償の額を4,693円と決定し、和解した。	報告事項のため質疑なし。	報告事項	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
3月定例会(会期：3月2日～3月24日・23日間) 議案等																				
同第1号	公平委員会委員の選任について	現委員竹内利宏氏の任期満了に伴い再度選任するため、議会の同意を求める。 参考:委員定数3人、委員任期4年	質疑なし	同意	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
同第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	現委員山口清隆氏の任期満了に伴い再度選任するため、議会の同意を求める。 参考:委員定数3人、委員任期3年	質疑なし	同意	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
同第3号	教育委員会教育長の任命について	現教育長の都築公人氏の任期満了に伴い、新たに岡本竜生氏を選任するため、議会の同意を求める。 参考:任期3年	質疑なし	同意	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第2号	高浜市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	押印を求める手続の見直し、事務の合理化等を図るため、公平委員会委員のサービスの宣誓について宣誓書への押印を不要とするともに、固定資産評価審査委員会の審査手続において、審査申出書等への押印を不要とする等。	質疑なし	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	●	○	○	○	○	
議第3号	高浜市国民健康保険条例の一部改正について	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、「新型コロナウイルス感染症」を定義する法附則第1条の2が削られることから、所要の規定の整備を行う。	質疑なし	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第4号	高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	職員のサービスの宣誓における押印及び対面での宣誓を見直すほか、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、現状の任用形態に沿った簡易な宣誓の方法を別に定める。	問 今後サービスの宣誓はどうか。 答 宣誓書に署名をし提出 問 会計年度任用職員の宣誓方法は 答 本来であれば、任用形態上再度の任用となるため、宣誓書の提出が必要であるが、別段の定めにより、再度出す必要はない。	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第5号	高浜市自治基本条例の一部改正について	本条例の第24条の規定に基づき検証と見直しを行った結果、議会の機能に係る表現及び検証の見直しの周期を変更する。 第9条の議会の役割と責務について、「監視及びけん制する」を「監視し、抑制と均衡を図る」に改め、第24条の条例の検証と見直しについて、期間を5年から10年を超えないことを行うこととする。	問 最終的には自治基本条例の検証委員会が決定しているため、検証委員会の意見は。 答 議会全体で議論をいただいた回答を検証委員会の討議の中に付させていただき、最終的に今の形となっている。	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	●	○	○	●	
議第6号	高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現下の社会経済情勢に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額し、支給する期間を令和4年3月31日まで1年間延長する。市長は給料月額の20%、副市長及び教育長は給料月額の10%をそれぞれ減額して支給する。	質疑なし	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第7号	定住自立圏の形成に関する協定の締結について	刈谷市との定住自立圏の形成に関する協定期間が、本年3月31日に満了を伴い、同協定を再度締結する。	問 定住自立圏は、中心市に対して地域の連携強化のために補助金が出ていたと思うが、今回もあるのか。 答 特別交付税に算定され、その取組に応じた金額が交付される。	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	●	○	○	○	

※杉浦辰夫議員は、議長職のため表決権はありません。